

令和元年10月定例総会

令和元年10月4日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成31年度第7回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年10月4日(金) 午前10時00分から10時30分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (11人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	3番	山本 美加
	4番	橘 なぎさ
推進委員	1番	池田 克彦
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (1人) 1番 黒原 一寿

5. 議事日程

議案第1号	農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第2号	土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)についての意見聴取
議案第3号	土地改良事業換地計画の同意について
議案第4号	その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
農林水産課課長補佐	岡田 哲治
事務局係長	中山 真寿美
事務局員	細川 美佐
農林水産課農業係	中嶋 信博

会議の概要

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、10月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告をします。
本日は、黒原委員より欠席の連絡を受けています。

それでは、議事に移ります。

議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について4件

議案第2号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)
についての意見聴取2件

議案第3号 土地改良事業換地計画の同意について

議案第4号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名人として

3番 山本委員

4番 橘委員 の2名を指名します。

議長
(中山会長)

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名をうけてから発言をお願いします。

それでは 議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
担当者の説明を求めます。

農業係
(中嶋)

はい、議案書1ページから2ページをお願いします。

議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について、申請番号
1-043~046について、ご説明します。

8・9月での農業委員会の定例総会でも議案に出ておりました、市野々地区で
の農地中間管理機構関連農地整備事業の残りの農地となっております。

借受人は公益財団法人 高知県農業公社となります。

認定所在地は記載のとおりです、合計20筆、面積が14,693㎡となり、地目す
べて田です。

始期につきましては、2019年10月11日、終期につきましては農業公社の要望
で、前回の利用権設定と併せてもらいたいとのことで、2039年8月13日までと
なっております。

賃料等については、担い手等に転貸するまでは0円、転貸後から終期までは
10a当たり6,000円となります。賃料の支払方法は口座振り込みとなります。

議案書の2ページに航空写真、現況写真を添付しております。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

横山委員

8月以降毎回、うちの部落、市野々部落の圃場整備について、いろいろとご審議、ご心配をさせていただいたのですが、今回も残った分がやっと、ここで9月いっぱいまで地権者、それから相続すべて100%達成しました。皆さんには大変お世話掛けましたが、事務局ならびに担当の職員の一生懸命の努力もあって、やっと先が見えてきた、そんなところです。

今日の議題も、あと残った分のがですが、そのところご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

担当委員の補足説明が終わりました、質疑、意見のある方は挙手のうえ、質問をお願いします。

まあ、全員そろって本当によかったと思います。

なにか、質問する方ありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
申請番号1-043~046をおはかりします。議案のとおり承認する事に賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)について 事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第2号土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)についての意見聴取について ご説明いたします。議案書5ページをお願いします。2件ありますので、一括して説明させていただきます。

まず、①番 5ページ 区域から除外を申し出る土地の概要は、大字津呂、字薬田、地番は152番1、地目は登記・現況共に畑、面積は494㎡です。申請人は議案書に記載のとおりです。

除外申し出の内容としましては、県道拡幅工事の用地買収に伴い、申請人の現在の住居が立ち退きとなるため、新たな住居用地として選定した本件土地について、除外後転用申請を行うものです。

5ページ下の位置図をご覧ください。申請地は、津呂の区長場と港のちょうど中

間辺りに位置しております。右の写真に区画を示しておりますが、西から北、東にかけての隣地は自己所有地の畑です。南東側隣地は道を挟んで宅地、南西側隣地は農道を挟んで畑です。この畑の、所有者の同意を取っていただくよう申請者が対応中です。同意がない場合でも、道を挟んで申請地より高い方にあるため、日照や排水など影響はないものと考えられます。

次に議案書6ページをお開きください。現地写真と参考資料です。申請人によりますと、農用地区域外の農地についても検討を行いました。候補地は未相続により取得不能であり、自己所有地より選定したとのことです。申請人の所有地で、農用地以外認定可能な土地はありません。転用により、農用地を細断することはなく、住宅に接続しており集落介在と認められます。土地改良事業の実施もありません。以上により、農用地区域の転用不許可の例外として転用可能であると判断します。農地の連担性にも影響はなく、担い手への農地の利用集積に支障を及ぼすおそれもないと判断します。

①についての説明は以上となります。

続いて、7ページ、農用地除外についての意見聴取②をお願いします。

区域から除外を申し出る土地の概要は、大字加久見、字下茶ヶ佐古、地番は1850番地、地目は登記が田、現況は田となっておりますが、現地確認をしたところ耕作放棄地となっております。長年耕作されていないことを確認しております。

面積は514㎡で、申請人は議案書に記載のとおりです。

除外申し出の内容としましては、申請地は日照不足や竹の侵食により耕作不適であり長年耕作放棄されているため、地目を非農地に変更したいとの申請です。7ページ下の位置図をご覧ください。

申請地は、加久見の国道から南側の、山のそばに位置しています。右の写真に申請地の区画を示しております。それぞれに丸数字がついておりますが、8ページの写真の撮影方向となっております。8ページも合わせてご覧ください。

申請地の隣接地に農地が1筆ありますが、8ページの左側の写真で言いますと、右手に写っている山の部分です。ここが農地ですが、すでに山林化しており農地と判断できる状態ではありません。

申請地についても、山の方から竹などに侵食されてきております。農地復旧できたとしても、冬場ほとんど日が当たらないなど圃場条件が悪く、これまで長年耕作放棄されてきた経緯から、農地として再び活用されるのは難しいと思われます。

申請地は、集団農地の周辺部であり、区画も不整形で農道に分断され、除外をしたとしても農用地を細断化することはありません。農地の連担性にも影響はなく、利用集積に影響を及ぼすおそれはありません。土地改良事業を実施後8年未経過の農地は農用地からの除外が原則できませんが、加久見地区は土地改良事業後約14年が経過しており、該当しません。

現況については、先日のじゃがいもの作付けの際、出席して下さった委員さんを見てくださっていると聞いておりますので、補足があればご発言いただければ

と思います。

2件について説明は以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

中山委員

ただ今の現地に僕が行ってきました。加久見の場所は、じゃがいもの時に見てもろうた方もおるとお思いますので、現状の見たとおりです。

津呂の件は、周辺は自分の農地のため、部外者に迷惑をかけるということもないとお思いますので、審議をよろしく願います。

議長

以上で議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

何か意見はありませんか。

横山委員

今、会長が説明したとおり、してくれましたが、その写真を見るかぎりでも、もう、農用地から除外した方が良いでしょうに思います。

議長

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

①の分と②の分とを併せて、採決をしたいとお思います。

議案第2号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)についての意見聴取をおはかりします。

議案のとおり同意することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり許可いたします。

次に、議案第3号 土地改良事業換地計画の同意について事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

議案第3号 土地改良事業換地計画の同意について ご説明いたします。

議案書9ページをお願いします。

このたび、土佐清水市松尾地区土地改良事業共同施行 代表者より令和元年9月17日付で土地改良事業の換地計画の同意願が提出されました。

申し出の内容は、県道足摺岬公園線の工事に伴う、残土場となった土地の改良事業に係る換地計画への同意依頼となっております。

申し出の根拠としては、9ページ右側の参考事項に記載していますが、土地改良法第96条において準用する同法第52条第8項の規定により、換地計画に対する農業委員会の同意を求めるものです。

9ページ左の位置図に換地予定地を示しておりますが、申請地は、県道足摺岬公園線の松尾～大浜バイパスのトンネルを抜けてすぐ正面の、旧松尾小学校の

隣地にあります。

10ページには、当該地の現況写真を添付しております。10ページ上の2枚は、当該地の西側から撮影、下の写真は当該地の北側から撮影しております。

トンネル工事に伴って発生した残土の処理場となった当該地の土地改良事業における換地計画で、11ページには換地前の図面、12ページには換地計画図を添付しております。

県営事業の共同施行となっておりますので農地転用等についての県知事の許可等は不要ですが、換地計画について農業委員会の同意書が必要であるため同意依頼を受けたものです。

道路・水路等の土地改良施設用地の増加に伴う減歩(げんぶ)、土地が減る分については地積割りによる共同減歩となっており、換地計画について土地の権利者の同意書が提出されておりますので、同意することによる支障はなしと判断しております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

以上で説明が終わりました。何か意見のある方挙手のうえお願いします。

何かありませんか。

事務局
(中山)

すみません、事務局より、補足させてください。

私の方も勉強不足で、十分な審議の材料をご提示できてないかもしれないのですが、今回、県道の工事ですので県営事業となっておりますので、元々転用許可が不要で、普通農地を埋める時は転用許可が必要となっておりますが、県の実施する事業ということで転用許可は不要となっております。今この換地計画について何を審議していただきたいかという、換地内容が農業者にとって、例えば著しく不利ではないかとか、この人に対して、ここの農地は使い勝手が悪いよ、といったことを検討していただく場となっております。ただ、残土が埋まっている以上、今後農地として使える可能性があるかどうかについても、水路が使える使えないということも、よく分からない状態になっておりますので、現状におきましては地権者の同意が出ているということ、周辺に影響を与える農地がないことから判断いただければと思います。補足は以上です。

横山委員

事務局からも説明がありましたし、また、足摺の公園線の道路改良の事業のトンネルの分ですし、これはどうこうなく認めたらどうでしょう、良いがやないかと思えます。

議長

その他ありませんか。

委員

ありません。

議長

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 土地改良事業換地計画の同意について をおはかりします。

議案のとおり同意することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり同意書を提出いたします。

次に、議案第4号 その他の件について

西村委員がずっと欠席しておりましたので、その件について

事務局

すみません、資料を配らせてください。

議長

良いですか、先日西村委員より、辞職願が提出されました。委員活動に参加できない状態が長く続いておりましたので、先月5日に事務局と私と3人で家族にお会いし話を聞いてきました。

そこで、本人の辞意を確認いたしましたので、9月末で辞職するというかたちで、辞職願を提出いただき、受理いたしました。

辞職による推進委員の欠席については、速やかに補充することになっておりますが、今後の流れについて、事務局より説明していただきます。

事務局
(中山)

それでは、今お配りした資料をご覧ください。

農地利用最適化推進委員の補充のスケジュールとしまして、今後の予定を記載しております。会長からご報告がありましたとおり、9月30日付けで西村委員が推進委員の職を辞することとなりまして、10月1日から欠員が発生することになりました。西村委員の担当地区が清水地区で、担当地区が、大岐、以布利、窪津、津呂、大谷、足摺岬、松尾となっております。

土佐清水市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則 というのを、土佐清水市で定めておりましたので、その中で、欠員が出た場合には速やかに補充しなければならない。と規定されております。

その際、募集を広くしなければならないのですが、募集期間を1ヶ月とる必要がありますので、今からその準備をしていくところです。

予定としましては、市の広報誌やホームページ、掲示板等で募集についての周知を行います。

11月1日の広報配布と同時に募集開始とさせて頂き、11月30日で1ヶ月の募集を終了の予定です。その中で期間の中間と終了の時点で、掲示板等で募集の状況についてを発表することになっております。

11月末で募集が終了しまして、12月最初の定例総会で農業委員さんにまた集まっていただきまして、応募があった方の適性を評価していただきたいと思っております。その後、1月1日に、スムーズにいきましたら委嘱予定となっております。

任期は前委員の委嘱期間である令和3年7月末日までとします。

次のページに広報掲載の案をつけております。この案で広報に掲載依頼を出したいと思っております。募集人員が1名で区域も絞って、西村委員の担当区域を引き継いでいただける方ということで募集をします。

次のページには、規則を参考につけさせていただいております。

こちらの方に募集開始期間ですとか、掲示板等で広く周知しなければならないこと、速やかに欠員を補充しなければならないことなど記載されております。

以上のような流れで、できるだけ速やかに新しい委員さんを迎えたいと思っておりますので、ご協力どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長

よろしくお願いいたします。

なにか特に、こうしたら良いとか気が付いたことはありませんか。
ないようですので、事務局の案どおりで良いですかね。

委員

はい。

議長

はい、よろしくお願いいたします。

次回開催日について、令和元年11月6日(水)午前10時から
会場は、土佐清水市役所 第一会議室にて行います。

ほかに何かありませんか。ないようでしたら、これをもって10月定例会総会を閉会といたします。